

2026 年 10 月 23 日

各 位

会 社 名 株式会社 Birdman

代 表 者 名 代表取締役社長 吉川 元宏

(コード番号：7063 東証グロース)

問 合 せ 先 取 締 役 國松 晃

(TEL 03-6865-1322)

調達資金の資金使途及び支出時期の変更並びに開示遅延に関するお知らせ

当社は、2026 年 10 月 23 日付の取締役会決議において、2026 年 3 月 5 日付「第三者割当による新株式発行及び第 9 回新株予約権の発行並びに主要株主である筆頭株主及びその他の関係会社の異動に関するお知らせ」（以下「当初開示」といいます。）及び 2026 年 7 月 10 日付「調達資金の資金使途及び支出時期の変更に関するお知らせ」（以下「7 月 10 日付開示」といいます。）にて開示いたしました調達資金の資金使途及び支出予定時期につきまして、下記のとおり変更することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

また、本件は、本来、調達資金を当初開示及び 7 月 10 日付開示に記載した使途以外に充当した時点で速やかに開示すべき事項でありましたが、その開示が遅延したものであります。株主・投資家の皆様をはじめ関係者の皆様に多大なるご迷惑とご心配をおかけしましたことを深くお詫び申し上げます。

記

1. 変更の理由及び経緯

当社は、当初開示のとおり、2026 年 3 月 31 日を払込期日とする第三者割当による新株式（以下「本新株式」といいます。）の発行により 1,000 百万円を、第 9 回新株予約権（以下「本新株予約権」といいます。）の行使により最大 3,200 百万円を調達することとし、それぞれの資金使途を開示しておりました。また、7 月 10 日付開示において、本新株式による調達資金の使途を「①運転資金 100 百万円、④再生可能エネルギー事業の運営資金 900 百万円」に変更しております。

7 月 10 日付開示に係る開示遅延について株式会社東京証券取引所（以下「東証」といいます。）より 2026 年 8 月 25 日付で嚴重注意を受けたことを契機に、当社は、本新株式の払込日以降の全ての入出金取引を対象として、調達資金の充当状況を網羅的に精査いたしました。その結果、本新株式による調達資金 1,000 百万円は 2026 年 7 月末までに全額支出済みであり、そのうち、開示した使途である④再生可能エネルギー事業の運営資金への充当額は 460 百万円にとどまる一方、EX 事業分野における新規事業の運営資金 144 百万円、MS 事業分野における運転資金 247 百万円、M&A 関連費用 14 百万円及び本第三者割当に係る発行諸費用 35 百万円に充当していたことが判明いたしました。また、本新株式による調達資金は、2026 年 3 月 31 日の払込みに際し、当初開示に記載した事業用資金とは別の銀行預金による保管を行わず、当社が日常の決済に使用している既存の普通預金口座に受け入れており、調達資金と事業活動により生じた資金とが同一口座内で混在しておりました。なお、①運転資金及び④再生可能エネルギー事業の運営資金につきましては、7 月 10 日付開示におい

て支出予定時期をいずれも 2026 年 7 月以降と記載しておりましたが、実際には同開示の時点で既に支出を開始しており、①運転資金については 2026 年 6 月までに全額を支出済みでありました。

このような差異が生じた原因は、第一に、上記の分別管理を行わなかったことにより、調達資金と事業活動により生じた資金とが同一口座内で混在し、日常の支払が調達資金から流出した場合においても、それが開示した資金使途に該当するか否かを判定する契機が生じない状態にあったことによるものであります。第二に、2026 年 4 月以降、株価の低迷により本新株予約権の行使が進まず、各事業における資金需要に対し本新株式による調達資金を充当せざるを得ない状況にあった中で、本新株予約権の資金使途として予定していた費目への支出を本新株式による調達資金から先行して行ったこと、及び開示した資金使途に該当しない支出が生じた時点において資金使途の変更の可否を適時に判断できなかったことによるものであります。

当社は、上記の精査結果を踏まえ、本新株式による調達資金のうち、当初開示において本新株予約権の資金使途として予定していた③EX 事業分野における新規事業の運営資金に先行して充当した 144 百万円、並びに当初開示及び 7 月 10 日付開示のいずれの資金使途にも該当しない支出である⑧MS 事業分野における運転資金 247 百万円及び⑨M&A 関連費用 14 百万円の合計 405 百万円につきましては、本新株予約権の行使による調達資金から同額を④再生可能エネルギー事業の運営資金に振り替えることにより補填することといたしました。これにより、本新株予約権の資金使途のうち③EX 事業分野における新規事業の運営資金及び⑤M&A 資金を減額し、④再生可能エネルギー事業の運営資金を 705 百万円に増額いたします。また、本新株式に係る発行諸費用 35 百万円を上記のとおり本新株式の調達資金から支出したことに伴い、本新株予約権に係る発行諸費用の概算額を 134 百万円から 99 百万円に、差引手取概算額を 3,068 百万円から 3,103 百万円にそれぞれ変更し、増加した手取額 35 百万円は、直近の月次資金需要（人件費・役員報酬等）の実績を踏まえ、①運転資金に充当することとし、①運転資金を 403 百万円に増額するとともに、支出予定時期を 2027 年 6 月までに変更いたします。あわせて、③EX 事業分野における新規事業の運営資金、④再生可能エネルギー事業分野における新規事業の運営資金及び⑤M&A 資金につきましても、各事業の進捗状況及び本新株予約権の行使状況を踏まえ、支出予定時期を下記 2.（2）のとおり変更いたします。なお、以上の変更により、再生可能エネルギー事業に充当する金額は、本新株式及び本新株予約権の合計で、当初計画の 1,200 百万円から 1,165 百万円となります。

以上を踏まえ、本新株式及び本新株予約権による調達資金の資金使途、金額及び支出予定時期を下記のとおり変更いたします。

2. 変更の内容

（1）本新株式の発行による調達資金の具体的な使途（調達額：1,000 百万円）

【変更前（7 月 10 日付開示）】

具体的な使途	金額（百万円）	支出予定時期
①運転資金	100	2026 年 7 月～2027 年 3 月
④再生可能エネルギー事業の運営資金	900	2026 年 7 月～2027 年 6 月
計	1,000	—

【変更後】

具体的な使途	金額（百万円）	支出時期（実績）
①運転資金	100	2026 年 4 月～2026 年 6 月
③EX 事業分野における新規事業の 運営資金※	144	2026 年 5 月～2026 年 7 月
④再生可能エネルギー事業の運営資金	460	2026 年 4 月～2026 年 7 月
⑧MS 事業分野における運転資金 （新設）※	247	2026 年 5 月～2026 年 7 月
⑨M&A 関連費用（新設）※	14	2026 年 4 月～2026 年 7 月
小計（差引手取額相当）	965	—
⑩発行諸費用（新設）	35	2026 年 4 月～2026 年 6 月
計	1,000	—

- ※ 1 費目の番号は当初開示及び 7 月 10 日付開示における資金使途の番号に対応しております（⑧⑨⑩は今回新たに追加した費目であります。）。※印の費目（合計 405 百万円）のうち、③EX 事業分野における新規事業の運営資金 144 百万円は、当初開示において本新株予約権の資金使途として予定していたものに本新株式の調達資金を先行して充当したものであります。また、⑧MS 事業分野における運転資金 247 百万円及び⑨M&A 関連費用 14 百万円は、当初開示における①運転資金が人件費、役員報酬、本社経費等の全社機能に係る運転資金を想定したものであり、MS 事業分野の制作原価及び外注費並びに M&A 関連費用はこれに含まれないことから、当初開示及び 7 月 10 日付開示のいずれの資金使途にも該当しない支出であります。これらの合計 405 百万円につきましては、下記（2）のとおり本新株予約権の行使による調達資金から同額を④再生可能エネルギー事業の運営資金に振り替えて補填いたします。
- ※ 2 ④再生可能エネルギー事業の運営資金は、系統用蓄電池設備及び用地の取得代金並びに蓄電池関連の権利取得費用等に充当いたしました。
- ※ 3 ③EX 事業分野における新規事業の運営資金は、ライブ配信・イベント事業に係る業務委託費、プロデュース人材の確保費用及び関連保証金等に充当いたしました。⑧MS 事業分野における運転資金は、当社が総合プロデュースを行う「海帆カップ」等の制作原価及び外注費に充当いたしました。MS 事業分野は当社の基幹事業であり、既存取引の拡大に伴い、制作原価及び外注費の支払が売上の回収に先行して発生したことから、当該支出に充てる資金を確保する必要が生じたものであります。⑨M&A 関連費用は、M&A 候補先に係る財務デューデリジェンス及び株価算定費用等であります。⑩発行諸費用は、本第三者割当に係るファイナンシャル・アドバイザー費用（本新株式相当分）、登記費用等であります。
- ※ 4 当初開示に記載した⑦短期貸付金 300 百万円（株式会社海帆向け。7 月 10 日付開示において同費目を削除しております。）は 2026 年 6 月 30 日までに利息を含め全額回収済みであり、回収した資金は上記の使途に再充当しております。

※5 各費目の金額は、当社が銀行口座の入出金明細に基づき充当先を区分したものであり、百万円未満を四捨五入しております。

※6 当初開示に記載した②借入金返済につきましては、新株予約権行使進捗の遅れにより事業資金及び運転資金の確保が困難になったため、一括返済を中止し分割での返済予定に変更しております。なお、同費目は7月10日付開示において削除しております。

(2) 本新株予約権の発行による調達資金の具体的な使途（差引手取概算額：変更前 3,068 百万円 → 変更後 3,103 百万円）

【変更前（当初開示）】

具体的な使途	金額（百万円）	支出予定時期
①運転資金	368	2026年7月～2027年3月
③EX 事業分野における新規事業の運営資金	300	2026年4月～2027年3月
④再生可能エネルギー事業分野における新規事業の運営資金	300	2026年4月～2027年1月
⑤M&A 資金	2,100	2026年4月～2027年3月
計	3,068	—

【変更後】

具体的な使途	金額（百万円）	支出予定時期
①運転資金	403	2026年9月～2027年6月
③EX 事業分野における新規事業の運営資金	156	2026年7月～2027年9月
④再生可能エネルギー事業分野における新規事業の運営資金 （うち先行充当分の補填 405）	705	2026年8月～2027年6月
⑤M&A 資金	1,839	2026年10月～2028年3月
計	3,103	—

※7 変更後の金額は、本新株式の調達資金から先行充当した金額のうち、③EX 事業分野における新規事業の運営資金 144 百万円を③から、⑧MS 事業分野における運転資金 247 百万円及び⑨M&A 関連費用 14 百万円の合計 261 百万円を⑤M&A 資金からそれぞれ減額し、その合計 405 百万円を④に加算するとともに、本新株式に係る発行諸費用 35 百万円を上記（1）⑩として計上したことに伴う本新株予約権の差引手取概算額の増加分 35 百万円を①に加算したものであります。

これにより、本新株予約権に係る発行諸費用の概算額は 134 百万円から 99 百万円に、差引手取概算額は 3,068 百万円から 3,103 百万円にそれぞれ変更となりますが、本第三者割当全体の発行諸費用の概算額（134 百万円）及び差引手取概算額（4,068 百万円）に変更はありません。

なお、⑧MS 事業分野における運転資金及び⑨M&A 関連費用は、当初開示及び 7 月 10 日付開示のいずれの資金使途にも該当しない支出であることから、その補填の原資は、本新株予約権の資金使途のうち最も金額が大きく、かつ現時点で具体的な支出の予定がない⑤M&A 資金から減額することといたしました。

※ 8 本日現在の本新株予約権の行使払込金額は約 325 百万円であり、④に約 270 百万円、①に約 44 百万円、③に約 8 百万円を充当しております（発行諸費用約 3 百万円を除く。）。

※ 9 本新株予約権の発行総額 3,200 百万円に対する本日現在の行使の進捗は約 10%であり、当初開示において引受先との協議の結果として記載した「概ね 1 年間で全ての行使が完了できる」との見込みに対し、大幅に遅延しております。引受先である KANDB INVESTMENT LLC に対して現在の行使の意向を確認したところ、「本新株予約権を引き続き保有しており、市場動向及び経済合理性の観点から適切に判断のうえ、可能であれば行使を進めていく」との回答を得ております。もっとも、行使の時期及び数量は当社株価の動向に依存することから、当社といたしましては、本新株予約権の行使による調達新时期及び金額を現時点で見通すことは困難であると認識しております。本新株予約権の行使期間は 2028 年 3 月までであり、株価動向により行使が進まない場合には、手元資金の活用、新たな資本による調達又はその他の手段による資金調達を検討いたします。また、当初開示に記載した「資金使途は、記載順にて充当する予定」との点につきましては、実際には③EX 事業分野における新規事業の運営資金及び④再生可能エネルギー事業分野における新規事業の運営資金への充当を先行させており、本開示において各資金使途の支出予定時期を事業の進捗及び行使の状況に即した内容に改めております。資金の使途又は金額に変更があった場合には、速やかに開示いたします。

3. 今後の見通し

本件は、既に支出済みの資金の充当状況を実態に即して変更するものであり、当社の業績に与える影響は軽微であります。

再生可能エネルギー事業における系統用蓄電池設備の取得代金等の今後の支払につきましては、本新株予約権の行使による調達資金、手元資金、2026 年 7 月 15 日付「株式会社グローバルクラウドエステートとの個別契約締結及び不動産クラウドファンディング「CAMEL」を通じた資金調達に関するお知らせ」に記載の不動産クラウドファンディングを通じた資金調達、金融機関等からの借入及び新たな資金調達等により対応する方針であり、開示すべき事項が生じた場合には速やかにお知らせいたします。

4. 開示が遅延した経緯及び再発防止策

当社は、2026 年 7 月 10 日付開示に係る開示遅延及び 2026 年 8 月 14 日付「訴訟の判決に関するお知らせ」に係る開示遅延について、東証より 2026 年 8 月 25 日付で嚴重注意を受け、原因分析及び再発防止策の検討を進めておりました。その過程で実施した調達資金の充当状況の精査により、

本件の差異が判明したものであり、当初開示及び7月10日付開示に記載した使途以外への充当が生じた時点（2026年4月）で開示すべきところ、本日まで開示が遅延いたしました。

当社は、本件を含む一連の開示遅延の原因が、調達資金の分別管理の不実施、資金使途変更に係る開示要否の判断基準の理解不足及び適時開示に係る情報集約体制の属人化にあると分析し、2026年10月23日開催の取締役会において、以下を柱とする再発防止策を決議いたしました。

- （1）管理本部担当取締役を委員長とし、経営戦略室担当取締役、管理本部長、経営戦略室長、管理本部経理部長及び適時開示実務に係る業務委託先の担当者を委員とする開示委員会の設置並びに適時開示要否の判定プロセスの標準化（東証「適時開示チェックシート」の社内標準化、取締役会付議事項・稟議への開示要否確認の義務化）
- （2）資金使途の充当状況の取締役会への定期報告及び資金使途変更の取締役会決議事項化
- （3）重要事実（訴訟、貸付金、引当、契約等）の一元管理と月次棚卸し、顧問弁護士・監査法人との情報連携ルールの明確化
- （4）東証への開示ドラフト事前送付・事前照会の徹底、役職員に対する適時開示研修の実施、監査等委員会及び内部監査室による適時開示体制の定期的な検証
- （5）調達資金の分別管理の徹底（払込日における事業用資金とは別の専用口座への移管、開示した資金使途ごとの充当予定との照合及び開示委員会の確認を経た出金、専用口座の残高及び使途別の充当状況の取締役会への月次報告）

なお、調達資金の充当状況につきましては、今後は入出金の都度リアルタイムで使途別に反映・把握する運用とし、開示した資金使途に変更が生じる場合又は変更が見込まれる場合には、速やかにお知らせいたします。

当社は、上記再発防止策を確実に実行し、適時開示体制の再構築を図ることにより、株主・投資家の皆様からの信頼回復に努めてまいります。

以 上